



兵庫県

郵送型入札方式

平成28年度 第4回  
一般競争入札（県有地売却）  
実施のお知らせ

【申込受付期間】

平成28年11月22日（火）～12月9日（金）  
（午前9時～午後5時）

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただくとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行ったうえで、ご参加ください。
- いずれの物件も税金等滞納による差押物件等でなく、従前に県有の施設として利用していたものが廃止され、未利用となったものです。

兵庫県企画県民部管理局管財課  
財産管理班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階

TEL 078-341-7711 内線 2550・2655

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10\\_000000015.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html)

# 目 次

	頁
◎ 平成28年度 第4回一般競争入札物件一覧	1
◎ 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	5
3 入札（郵送型入札方法）	6
4 開札	7
5 契約の締結	8
6 売買代金の支払い	9
7 所有権移転登記、物件の引渡し等	10
8 用途の制限	10
9 その他	10
◎ 県有財産売買契約書（案）	12
◎ 一般競争入札参加申込書兼受付書	20
◎ 誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	21
◎ 役員一覧表	22
◎ 代表者選任届	23
◎ 入札書	24
◎ 入札保証金振込先依頼書	25
◎ 委任状	26
◎ 入札書送付用封筒 宛名記入例	27
◎ 入札チェックシート	28
◎ 物件調書・案内図・明細図・建物図面等（No.12～No.19）	29

平成28年度 第4回一般競争入札物件一覧

物件番号	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却 価格(円)	現地説明	①申込書受付期間 ②入札書受付期間 ③開札日時 会場	頁
12	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	宅地	151.33	7,869,000	—	①申込書受付期間 平成28年11月22日(火) ~ 平成28年12月9日(金)  ②入札書受付期間 平成28年12月13日(火) ~ 平成28年12月21日(水)  ③開札日時 会場 平成28年12月26日(月) 10時より順次 兵庫県庁2号館11階B会議室	30
13	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	宅地	1,014.88	12,991,000	—		32
14	加東市家原字大將軍164番	宅地	876.99	7,343,000	現地内覧※		34
15	たつの市龍野町北龍野字的場261番7	宅地	297.62	8,780,000	—		39
16	赤穂郡上郡町井上字中道181番6	宅地	519.35	8,276,000	現地内覧※		41
17	赤穂市塩屋字ヲハブ2126番9	宅地	591.80	18,492,000	現地内覧※		45
18	豊岡市九日市上町字塚坪526番1ほか	田	2,974.81	29,570,000	—		49
19	洲本市由良三丁目1438番17	宅地	425.87	12,052,000	—		52

※ 現地内覧を行います。詳しくは5ページの「(7)敷地及び建物の内覧」をご覧ください。

## 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

(主な頁)

- |   |                    |  |       |
|---|--------------------|--|-------|
| 1   | 申込受付期間             | 平成28年11月22日(火)から同年12月9日(金)まで   | P3~5  |
|   |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に、</li> <li>・ 申込書類を郵送（一般書留または簡易書留）ください。（持参可）</li> <li>・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。</li> </ul> |       |
| 2   | 入札保証金の<br>納付       | 申込受付後、所定の振込用紙で入札保証金の振込   | P5    |
| <div data-bbox="183 837 430 878" data-label="Section-Header"> <h3>郵送型入札方式</h3> </div> |                    |  |       |
| 3   | 入札書の提出             | 平成28年12月13日(火)から同月21日(水)まで   | P6~7  |
|   |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札書と入札保証金納付書（支払済み書類のコピー）を<br/>郵送（一般書留または簡易書留）ください。【持参可】</li> <li>・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。</li> </ul>         |       |
| 4   | 開札及び結果の<br>通知      | 平成28年12月26日(月)開札   | P7~8  |
|   |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県庁内会議室にて開札 【入札者のうち希望者は立会可】</li> <li>・ 入札者には文書で結果を通知します。</li> </ul>  |       |
| 5   | 契約保証金入金<br>及び契約の締結 | 平成29年1月26日(木)まで  | P8~9  |
| 6   | 売買代金の<br>支払期限      | 平成29年2月24日(金)まで  | P9~10 |
| 7   | 物件の登記              | 売買代金の納入を確認した後、県において土地の登記申請   | P10   |
| 8   | 物件の引渡し             | 登記完了後、現地にて引渡し  | P10   |

## 1 入札参加申込方法等

### (1) 申込書類の配布期間

平成28年11月22日(火)から平成28年12月9日(金)まで  
配布時間は午前9時から午後5時までです。  
なお、土曜日、日曜日及び祝日は配布していません。

### (2) 申込書類の配布場所

兵庫県企画県民部管理局管財課 財産管理班  
(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階)  
インターネットからもダウンロードできます。  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10\\_000000015.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html)

### (3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。  
ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とします。  
ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結することまたは契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑨ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

(4) 申込方法

① 申込受付期間

平成28年11月22日(火)から平成28年12月9日(金)まで  
 受付時間は午前9時から午後5時までです。  
 なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。  
 上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限り、  
 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

② 申込先（問い合わせ先）

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）  
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館11階）  
 兵庫県企画県民部管理局管財課 財産管理班  
 TEL 078-341-7711（代表）内線2550・2655

③ 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書兼受付書（20ページ）（実印で押印）
- イ 誓約書（21ページ）（実印で押印）
- ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）  
 ※ 証明書類は開札日の3か月以内に発行されたものを用意ください。
- エ 役員一覧表（法人の場合のみ。22ページ）
- オ 代表者選任届（共有での取得を希望される場合のみ。23ページ）

④ 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。
- イ 申込みがないと、入札に参加できません。
- ウ 複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください（添付書類（誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表）は原本1部で結構です。）。
- エ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください（共有者全員の添付書類を添えてください。）。
- オ 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行う者）を選任してください。（23ページ）

(5) 県は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(6) 県は、上記(5)の意見の聴取により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

(7) 敷地及び建物の内覧

敷地及び建物の内覧を実施しますので、内覧を希望する場合は、平成28年12月2日(金)17時までに下記予約連絡先にて予約してください。

なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。

ア 内覧日時

物件番号	内覧日時
14	平成28年12月6日(火) 午後1時30分～午後4時の内30分
16	平成28年12月7日(水) 午前11時00分～午後0時30の内30分
17	平成28年12月7日(水) 午後2時00分～午後4時の内30分

イ 実施場所：物件所在地(現地)

ウ 予約連絡先：078-341-7711(代表)内線2550

エ 留意事項

- ・ 内覧日以外に敷地及び建物への立ち入りはできません。
- ・ 内覧への参加は任意ですので、参加されなかった方も入札申込みは可能です。
- ・ 建物には電気ガス水道とも閉栓しています。そのため内覧には懐中電灯等が必要な場合がありますので、各自でご準備ください。
- ・ 希望者が多数となった場合は、日時を変更する場合があります。

## 2 入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、受付後に県から送付する所定の入札保証金振込用紙(納付書)により入札保証金を金融機関にて振り込んでください。(納付書がないと、県の口座に振り込むことができません。)

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕 (入札しようとする金額)

$$10,000,000円 \times 5/100 = 500,000円以上$$

このような場合、500,000円以上を振り込むようにしてください。

**注意！入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が、入札書に記入できる額の上限となりますのでご注意ください。**

- (3) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。  
落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振り込み手続きの関係上、1か月程度かかりますので、ご了承ください。
- (4) 返還する入札保証金には、利息は付しません。
- (5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

### 3 入札（郵送型入札方式）

#### (1) 基本事項

- ① 入札は所定の入札書を郵送方式（持参可）により受け付けます。
- ② 入札書を作成、送付の際は、28ページにある「入札チェックシート」をご活用ください。
- ③ 27ページの「入札書送付用封筒 宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に一般書留または簡易書留により送付ください。
- ④ 入札書を持参する場合も、27ページの「入札書送付用封筒 宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に提出ください。
- ⑤ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。
- ⑥ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- ⑦ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

#### (2) 入札書受付期間

平成28年12月13日(火)から21日(水)まで  
受付時間は午前9時から午後5時までです。  
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。  
上記期間内に下記受付場所に到達したものを有効とします。

#### (3) 入札書受付場所（持参可）

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館11階）  
兵庫県企画県民部管理局管財課 財産管理班  
TEL：078-341-7711（代表）内線2550・2655



(4) 送付書類（必要に応じコピーしてください）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 入札書（24ページ）</li><li>② 入札保証金振込み済みの納付書（写）（金融機関が領収印を押したものに限りません。なお、入札保証金納付書は参加申込みのあった者へ県から郵送します。）</li><li>③ 入札保証金振込先依頼書（25ページ）</li></ul> |
|--|

(5) 入札書の作成方法

- ① 入札書は本書24ページをコピーのうえ、使用してください。
- ② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。
- ③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。
  - ア 物件は、1ページに掲げる物件とします。
  - イ 年月日は、記入日とします。
  - ウ 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入のうえ、実印を必ず押印してください。
- ④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- ⑤ 入札書の作成には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使わず、ボールペンを使用するなど記載内容が容易に消えない筆記具を使用してください。

(6) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札
- ③ 入札者が同一物件について2通以上した入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額、¥マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札
- ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 4 開札

(1) 基本事項

- ① 開札は、当該入札事務に関係のない県職員の立ち会いのもと行います。
- ② 入札者のうち希望者は立ち会い可能です。
  - ア 開札会場への入場は、入札者1者につき、合計2名までとします。共有者が3名以上の場合は共有者全員立ち会い可とします。
  - イ 代理人が開札に立ち会う場合は、委任状（26ページ）を作成のう

え、開札当日に提出してください。共有名義で申し込んでいる場合で共有者以外の者が代理で開札に立ち会う場合は、代表者からの委任状が必要です。法人の場合は、代表者以外の者が立ち会う場合は、委任状が必要です。

ウ 開札会場内では私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。  
エ 開札開始時刻になりますと会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入場することができなくなりますのでご注意ください。また、開札終了後までは退出できません。

## (2) 開札日時

平成28年12月26日(月)午前10時より物件ごとに順次開札します。

## (3) 開札場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁2号館11階B会議室

## (4) 落札者の決定方法

- ① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者などくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない兵庫県職員にくじを引かせて決定します。
- ③ 落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

## (5) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。

入札参加者へは、落札の成否、落札者及び落札金額を示した通知を送付します。

また、入札結果(落札の成否、応札者数及び落札金額など)について、後日、県ホームページにて公表します。

## 5 契約の締結

- (1) 落札者は、平成29年1月26日(木)までに、県有財産売買契約書(案)(土地のみの場合名、建物及び工作物に関する記載部分を削除します。)(12~19ページ)により記名・押印していただきます。
- (2) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で購入する場合は「共有者全員」の名義で締結してください。

- (3) 県有財産売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税など、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

参考：契約書に貼付する収入印紙の額

契 約 金 額	収入印紙の額
100万円を超え500万円以下のもの	1, 0 0 0 円
500万円を超え1, 000万円以下のもの	5, 0 0 0 円
1, 000万円を超え5, 000万円以下のもの	1 0, 0 0 0 円
5, 000万円を超え1億円以下のもの	3 0, 0 0 0 円
1億円を超え5億円以下のもの	6 0, 0 0 0 円

- (4) 契約締結には次の書類が必要です。落札者にて取得ください。  
 なお、書類は契約締結日から3か月以内に発行されたものとします。
- ① 個人の場合
- ア 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」
    - \* 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局（本局）で交付してもらってください。
  - イ 破産していない旨の証明書
    - \* 本籍地の市町村で交付してもらってください。
  - ウ 外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合のみ）
- ② 法人の場合
- ア 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）
  - イ 資格証明書（代表者事項証明書）
- ※ ア、イの代わりに現在事項全部証明書のみでも結構です。
- (5) 落札後、契約保証金納付書を送付しますので、平成29年1月26日（木）までに納付ください。  
 なお、契約保証金は売買代金の100分の10以上が必要です。
- (6) 上記(4)の必要書類の提出及び契約保証金の納付が完了した時点で契約締結となります。
- (7) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。
- (8) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 6 売買代金の支払い

- (1) 契約締結後、売買代金の残金支払い用納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書（原

本) 及び売買代金支払い済みの納付書(コピー)を県に郵送してください。

(2) 売買代金の残金支払期限は平成29年2月24日(金)までに一括でお支払いください。

(3) 契約保証金は、上記(2)の支払いと同時に、売買代金に充当します。

## 7 所有権の移転、物件の引渡し等

(1) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県において登記手続きを行います(登記手続きは通常1~2週間程度要します。)

(2) 所有権の移転登記手続きが完了した後、現地立ち会いの上、引渡時の現状で土地を引き渡します。

(3) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等は、買受者の負担となります。

## 8 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

(1) 「暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと

(3) 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

## 9 その他

(1) 入札希望者は、本書の記載内容、物件調書及び県有財産売買契約書(案)の各条項をすべて承知したうえで入札してください。

(2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず入札

参加者自身において、関係機関にご確認ください。

- (3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- (5) 対象物件の土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、実施しておりません。
- (6) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では一切行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です）。
- (10) 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

収入  
印紙

## 県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主 \_\_\_\_\_ を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

### （売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地、建物及び本件土地上にある工作物（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

#### （土地）

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

#### （建物）[登記の有無／ ]

所 在	家屋番号	種類	構造	延床面積
				m <sup>2</sup>

※ 未登記の場合は、甲の台帳に登録している内容である。

### （売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円（うち、建物及び工作物の代金0円）とする。

### （契約保証金）

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

#### （契約保証金の納入）

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

### （代金の支払等）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を平成29年2月24日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

3 乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。(ただし、建物の所有権移転登記は行わない。) ← ( ) 書きは未登記の場合のみ記載

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第9条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

- 4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第1項の定めを反する使用をさせてはならない。
- 5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。
- 6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。  
(危険負担)

第10条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。  
(瑕疵担保責任)

- 第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は瑕疵修補の請求をすることができない。
- 2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は瑕疵の修補のみ請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、瑕疵修補の請求をすることができない。
  - 3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。  
(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

- 2 乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。  
(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。  
ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状で返還することができる。

(違約金)

- 第14条 甲が、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認められた場合はこの限りではない。
- 2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。



3 第1項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
氏名 兵庫県

印

乙 住所  
氏名

印

収入  
印紙

## 県有財産停止条件付売買契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主 \_\_\_\_\_ を乙とし、甲乙間において次の条項により、停止条件付売買契約を締結する。

（停止条件）

第1条 本契約は、第2条に定める土地にかかる農地法第3条または第5条の許可を停止条件とする。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地及び本件土地上にある工作物（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（土地）

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
豊岡市九日市上町字塚坪526番1、527番1	田	2,974.81m <sup>2</sup>	2,974m <sup>2</sup>

（農地法の申請）

第3条 甲及び乙は、本契約締結後、速やかに本件土地について農地法第3条または第5条の許可申請を協力して行うものとする。この場合において、その手続は、乙が行うものとし、甲は、その手続に必要な書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を乙に提出するものとする。

2 前項の許可申請に要する費用は、乙の負担とする。

（売買代金）

第4条 売買代金は、金<落札金額>円（うち、工作物の代金0円）とする。

（契約保証金）

第5条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第6条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 甲は、第3条の許可申請に対し許可がされなかったときは、前項の契約保証金を乙に返還する。

3 第1項の契約保証金には、利息は付さない。

（代金の支払等）

## 【物件番号18の場合】

第7条 乙は、第4条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を農地法第3条または第5条の許可の日から30日以内に、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第9条 売買物件の所有権は、乙が第7条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

3 乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

（所有権の移転登記等）

第10条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（用途制限）

第11条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面に

## 【物件番号18の場合】

よって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定め反する使用をさせてはならない。

- 3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
- 4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第1項の定め反する使用をさせてはならない。
- 5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。
- 6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。  
(危険負担)

第12条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(瑕疵担保責任)

- 第13条 乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は瑕疵修補の請求をすることができない。
- 2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は瑕疵の修補のみ請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、瑕疵修補の請求をすることができない。
  - 3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。
- 2 乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状で返還することができる。

(違約金)

【物件番号18の場合】

第16条 甲が、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。

3 第1項の違約金は第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第19条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第21条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

甲

氏名 兵庫 県

印

住所

乙

氏名

印

# 一般競争入札参加申込書兼受付書

兵庫県知事 様

平成 年 月 日

私は、次の事項を誓約し一般競争入札への参加を申し込みます。

- 1 入札冊子「平成28年度 第4回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」1の(3)の①から⑥に該当しません。
- 2 入札冊子「平成28年度 第4回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」記載の諸事項、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で入札します。

● 申込者

住 所 法 人 所 在 地	〒	印(印鑑証明印)
フリガナ		
氏名・法人名及び 法人代表者職氏名		
電 話 番 号		

● 共有者(申込者以外の者を記入してください。)

氏 名	住 所	印(印鑑証明印)

● 事務担当者(書類等送付先 申込者と異なる場合に記入してください。)

住 所・所在地	〒
フリガナ	
氏 名・名 称	
電 話 番 号	

● 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	用途及び利用計画

(注)参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を、本冊子1ページの入札物件一覧に記載のとおり記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。

● 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ・ 役員一覧表(法人の場合のみ)
- ・ 代表者選任届(共有の場合のみ)

受付印

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

（所在地）

氏 名

（法人名）

（役員名）

印

（申込書の印）

## 役員一覧表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。



# 代 表 者 選 任 届

平成 年 月 日

私達は、下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

## 1 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

(注) 参加しようとする物件の番号及び所在地を本書1ページの「平成28年度 第4回 一般競争入札物件一覧」のとおり記入してください。

## 2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 ( 所 在 地 )	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
代表者				

(印鑑証明印)

(注) 代表者の欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

# 入 札 書

- ・ 金額はアラビア数字とし、訂正しないでください。
- ・ 最初の数字の前に¥を入れてください。

	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
金額												

ただし、平成28年度第4回一般競争入札\_\_\_\_号物件一般競争入札価格

「平成28年度第4回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」等を承知の上、上記のとおり入札します。

兵庫県知事 様

平成 年 月 日

入札者（共有の場合は代表者）

住 所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名  
(法人名)  
代表者名) \_\_\_\_\_

印  
(印鑑証明印)

# 入札保証金振込先依頼書

平成 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

入札者

住 所

(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名

法人名

代表者名 \_\_\_\_\_

印

(印鑑証明印)

下記の金額を平成28年度第4回一般競争入札(物件番号\_\_\_\_)の入札保証金として納付しました。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

¥ \_\_\_\_\_

振 込 先	金融機関名	銀行(金庫)	支店
	預金の種類	普通預金・当座預金・その他( )	
	口座番号		
	口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

(注) 物件番号、入札保証金額及び振込先欄(枠内)について、記入してください。

振込先については、間違いのないよう確認のうえ記入してください。

# 委任状

平成 年 月 日

私は、下記のとおり代理人に権限を委任します

## 記

### 1 委任する権限

平成28年度第4回一般競争入札 物件番号\_\_\_\_\_売払いにおける

- ① 開札に関する立ち会い及び同位の場合のくじ引きの権限
- ② 契約説明会参加に関する権限

注1：物件番号を記入ください。

注2：上記①②のうち、委任しない権限は\_\_\_\_\_（横線）で消してください。

### 2 代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

### 3 入札申込者（共有の場合は選任した代表者）

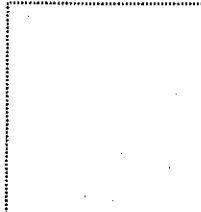
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(印鑑証明印)

(注) 委任状は、入札しようとする物件ごとに必要です。

入札書送付用封筒 宛名記入例

	650-8567
入 札 書 類 在 中	一 般 （ 又 は 簡 易 ） 書 留
	兵 庫 県 庁
	企 画 県 民 部 管 理 局 管 財 課
	財 産 管 理 班 行

封筒は角型2号または角型A4を使用ください。

差出人の住所・氏名を必ず記入ください。

## 入札チェックシート

入札準備の際にご活用ください。

### ●入札書の書き方

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札金額はアラビア数字で記入していますか。	
2	入札金額の前に¥を記入していますか。	
3	入札の物件番号を記入していますか。	
4	入札書に記入日を記入していますか。	
5	入札者の住所・氏名(法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名)を記入していますか。	
6	実印は押されていますか。	

### ●添付書類

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札保証金振込み済みの納付書(写)	
2	入札保証金振込先依頼書(25ページ)	

### ●発送

No.	チェック項目	チェック欄
1	封筒は角型2号または角型A4サイズを使用していますか。	
2	本書27ページの[入札書送付用封筒 宛名記入例]のとおりを作成してますか。	
3	封筒の裏面に差出人の住所・氏名(法人の場合は所在地・名称・担当部署)を記入していますか。	
4	一般(又は簡易)書留で発送していますか。	

## 物件調書・案内図・明細図

### 物件調書記載の注意事項

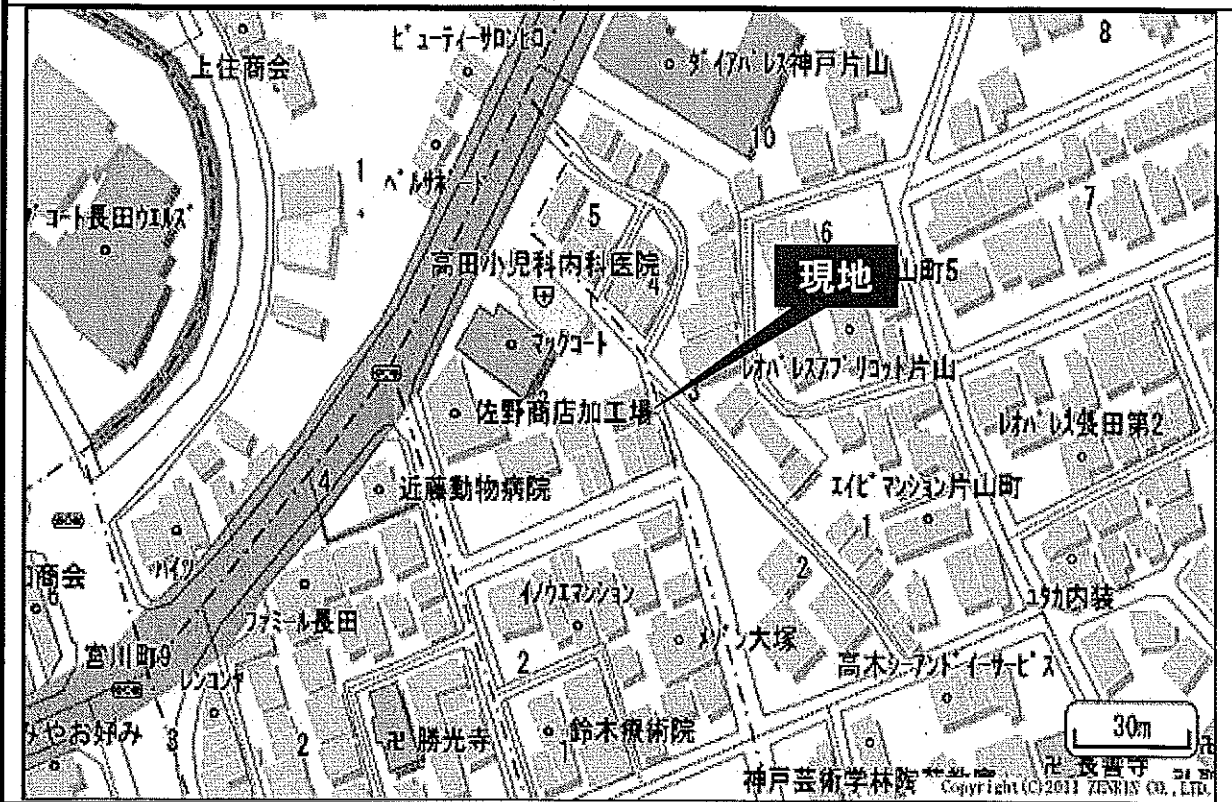
- 1 供給施設の整備状況  
敷地内に管等が引き込まれている場合……………有  
前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合……可  
その地域で供給されていない場合……………無 と表示
  
- 2 建ぺい率・容積率  
その地域の都市計画法上の一般的な率を記載

物件調書

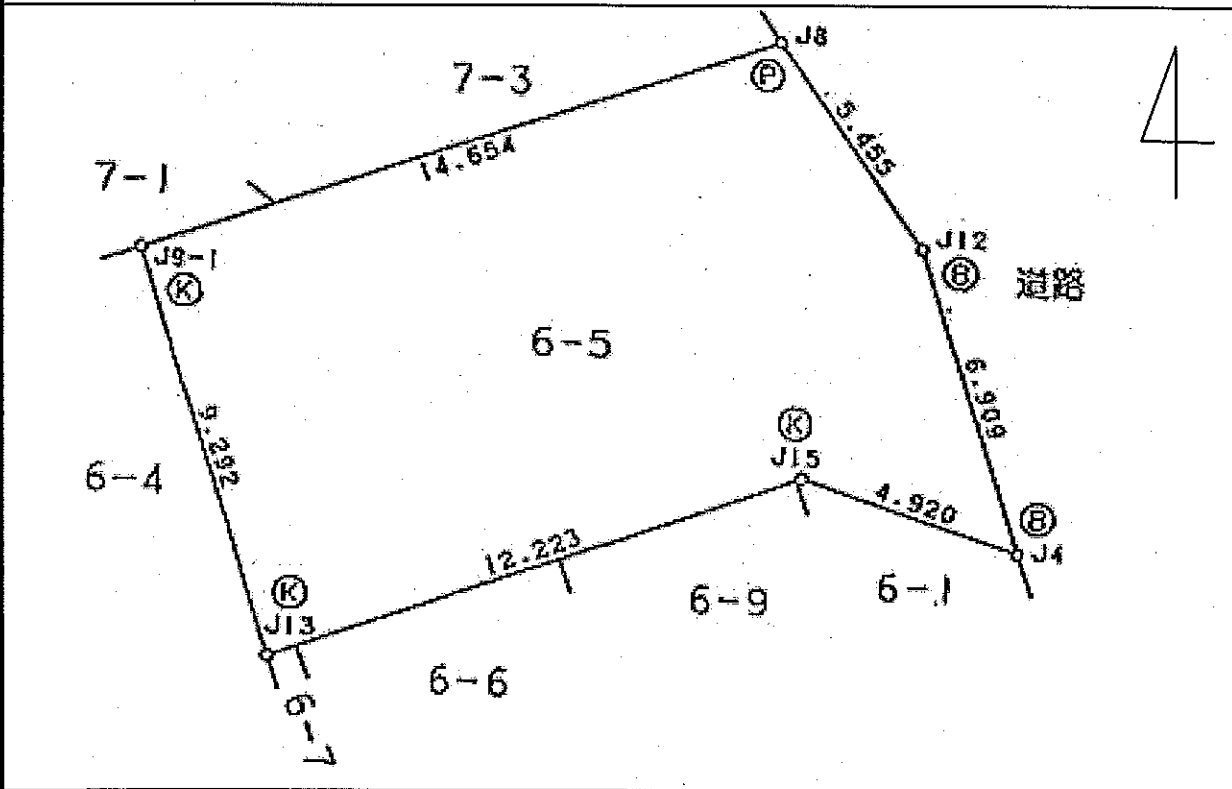
所在地	神戸市長田区大塚町九丁目6番5							
実測面積	151.33㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形			
最低売却価格	7,869,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約1.5~3.3mの舗装市道(一部私道を含む)に接面(高低差有)しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	第3種高度地区	防火地域	準防火地域				
	その他の規制	宅地造成工事規制区域						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有	負担の内容	参考事項2参照				
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR山陽本線「兵庫」駅 南東へ 約1.9km 市営地下鉄西神・山手線「長田」駅 南へ 約1.1km						
	バス	神戸市バス「名倉町」バス停 (市バス3, 11, 40, 110, 112系統) 北へ 約230m						
公共施設 (現地からの直線距離)	神戸市長田区役所		南へ 約1.3km					
	市立長田小学校		南西へ 約510m					
	市立高取台中学校		南西へ 約1.0km					
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	有
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 一般住宅のほかマンションなどが建ち並ぶ住宅地域に所在しています。							
	2 東側で接面する市道(一部私道を含む)は建築基準法第42条第2項に規定する道路であるため、セットバック部分には、建築物を建築することや門・塀等も築造することができません。詳しくは、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課(電話:078-331-8181(代))にお問い合わせください。							
	3 建築物等の建築にあたっては、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」第5条の2第1項の規定により、確認申請の前に「事前届書」による届出が必要です。詳しくは、神戸市住宅都市局計画部計画課(078-331-8181(代))にお問い合わせください。							
	4 上水道について、口径13mmの給水権利が1つあります。引込管はありませんので、給水するには引込管埋設工事が本人負担で必要となります。詳しくは、神戸市水道局西部センター(電話:078-733-6601)にお問い合わせください。							
	5 下水道について、引込管はありませんので、公共下水を利用するには引込管埋設工事が本人負担で必要となります。詳しくは、神戸市建設局下水道部保全課(電話:078-331-8181(代))にお問い合わせください。							
	6 敷地南側擁壁は、昭和53年に既設石積み擁壁の上にブロック擁壁を造り土地かさ上げ等の整地工事を実施しています。敷地西側擁壁は、平成8年に既設擁壁を解体しコンクリート擁壁設置工事を行っています。							
	7 敷地南側に隣接地の上下水道引込管の一部が埋設されています。							
	8 敷地東側上空に関西電力(株)等の電線があります。							
	9 敷地北東角で、県有構造物(フェンス)の一部が私道側へ、敷地南東部分で道路構造物(鉄柵等)の一部が県有地側へ越境しています。							



案内図



明細図

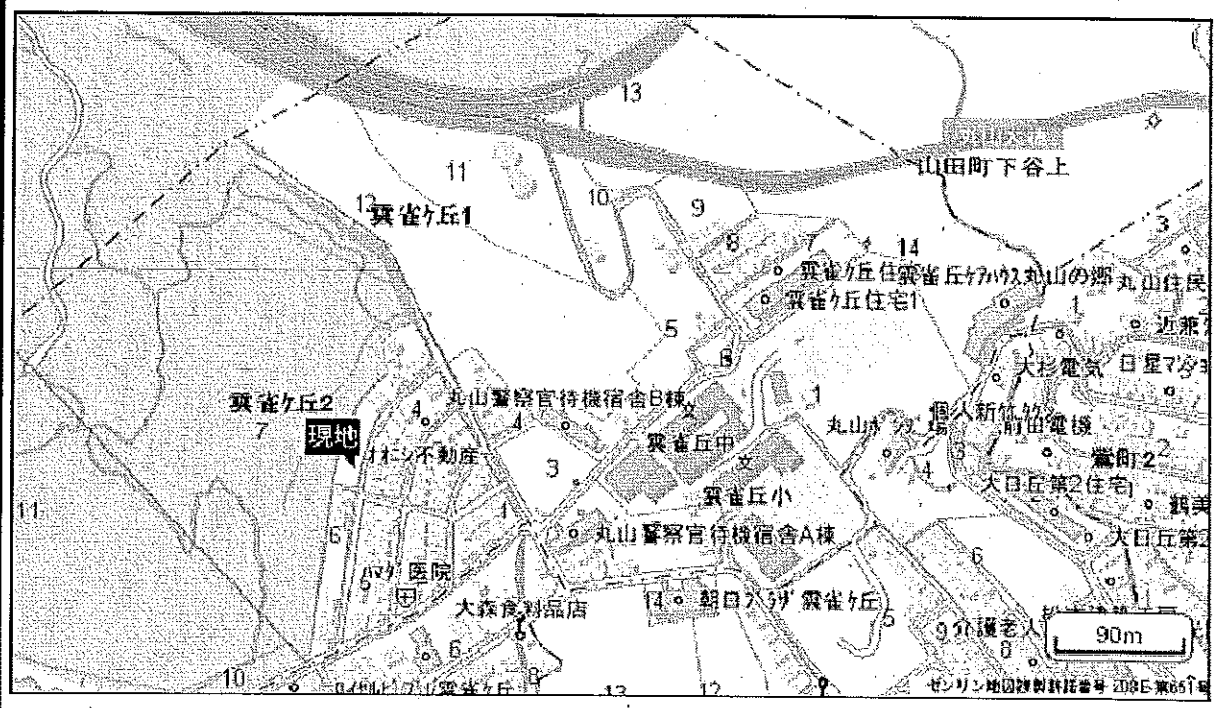


物件番号 13

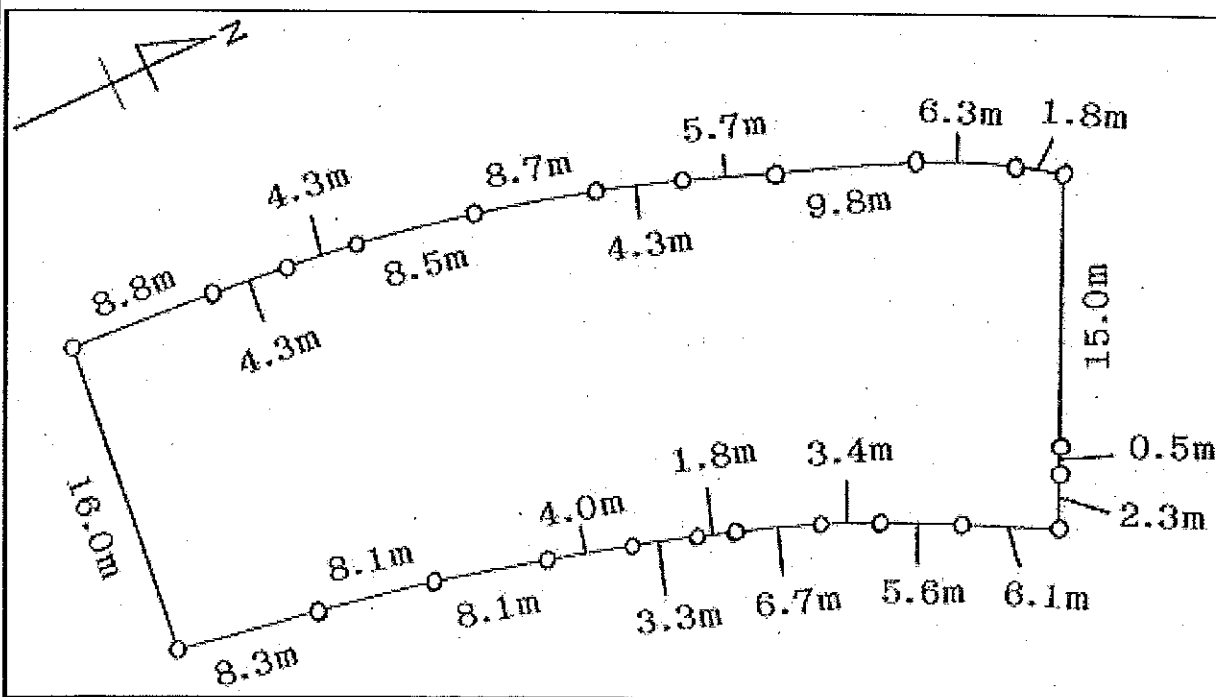
物件調書

所在地	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番							
実測面積	1,014.88㎡	地目	宅地	形状	不整形			
最低売却価格	12,991,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約4mの舗装市道に接面しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	150%				
	高度地区	第1種高度地区	防火地域	準防火地域				
	その他の規制	宅地造成工事規制地域						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	/		負担の内容	/			
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	神戸電鉄有馬線「鴨越」駅		東へ約1.0km				
	バス	市営バス「ひばりが丘」バス停		南東へ200m				
公共施設 (現地からの直線距離)	長田区役所		南東へ約3.4km					
	市立雲雀ヶ丘小学校		南東へ約400m					
	市立雲雀ヶ丘中学校		南東へ約300m					
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	有	都市ガス	可
	<p>有……敷地内に管等が引き込まれている場合          可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合          無……その地域で供給されていない場合</p> <p>既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。          (※P119(7)参照)</p>							
参考事項	1 一般住宅地域に所在しています。							
	2 砂防指定区域に指定されていることから、建物等の建築にあたっては、砂防法に基づく許可等が必要な場合があります。詳しくは、神戸県民センター神戸土木事務所管理課(電話:078-737-2135)にお問い合わせ下さい。							
	3 敷地西側の側溝は、隣接地の雨水を受けており引き続きその機能確保が必要です。詳しくは、神戸市建設局西部建設事務所公園緑地係(電話:078-742-2424)にお問い合わせ下さい。							
	4 給水装置の新設にあたっては、分担金等が必要となってきます。詳しくは、神戸市水道局西部センター(電話:078-733-6601)にお問い合わせ下さい。							
	5 急傾斜地崩壊危険箇所(崖下)に含まれています。							
	6 土砂災害警戒区域に指定されています。詳しくは、神戸県民センター神戸土木事務所管理課(電話:078-737-2135)にお問い合わせください。							

案内図



明細図



物件調書

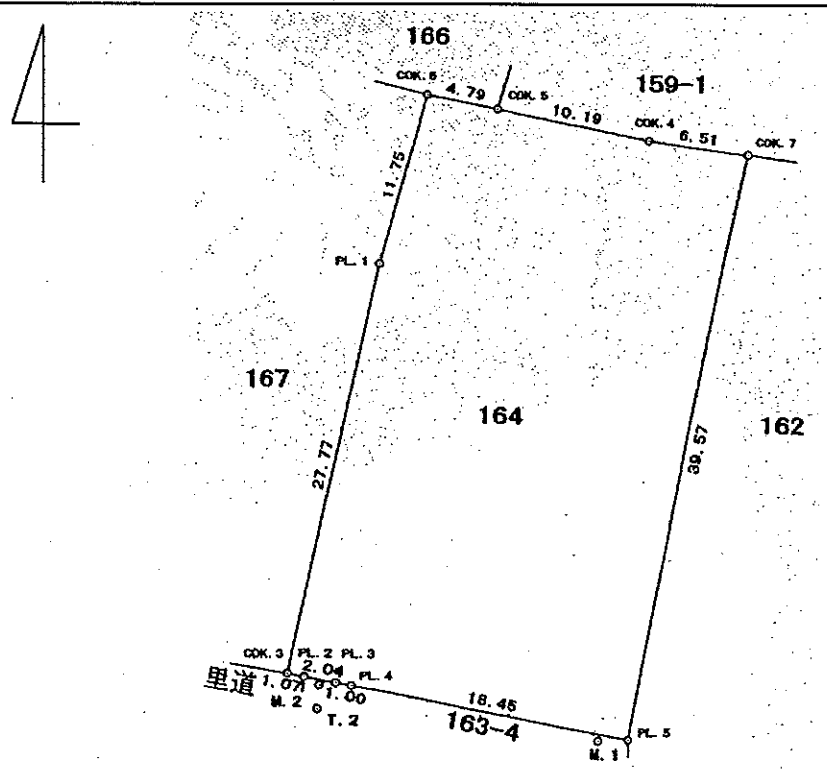
【土地】

所在地	加東市家原字大將軍164番							
実測面積	876.99㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形			
最低売却価格	7,343,000円							
接面道路の幅員及び構造	南西角で幅員約2.0mの簡易舗装里道に接面(約1.0m)、南側で幅員約1.0mの簡易舗装市管理道に接面(約21m)しています。いずれも建築基準法上の道路ではありません。							
法令規制	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域					
	建ぺい率	60%	容積率			200%		
	高度地区		防火地域					
	その他の規制	兵庫県都市計画法施行条例による特別指定区域(地縁者の住宅区域)						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容					
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR加古川線「社町」駅	南西へ			約2.5km		
	バス	神姫バス「加東市民病院口」バス停	北西へ	約330m				
公共施設 (現地からの直線距離)	加東市役所社庁舎		南東へ	約1.2km				
	市立社小学校		南東へ	約830m				
	市立社中学校		南東へ	約1.5km				
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 農地のほか一般住宅もみられる地域に所在しています。							
	2 建築物の新築や建替の詳細については、加東市まち未来課(0795-43-0529)及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課(0795-42-9406)にお問合せください。							
	3 敷地内(北側)に隣接田の排水路があります。							
	4 敷地内(南西側)に関西電力(株)の電柱1本及び支線1本があります。							
	5 最低売却価格は、地上建物等の解体撤去費相当額を考慮して設定しています。							

案内図



明細図



物件番号 14

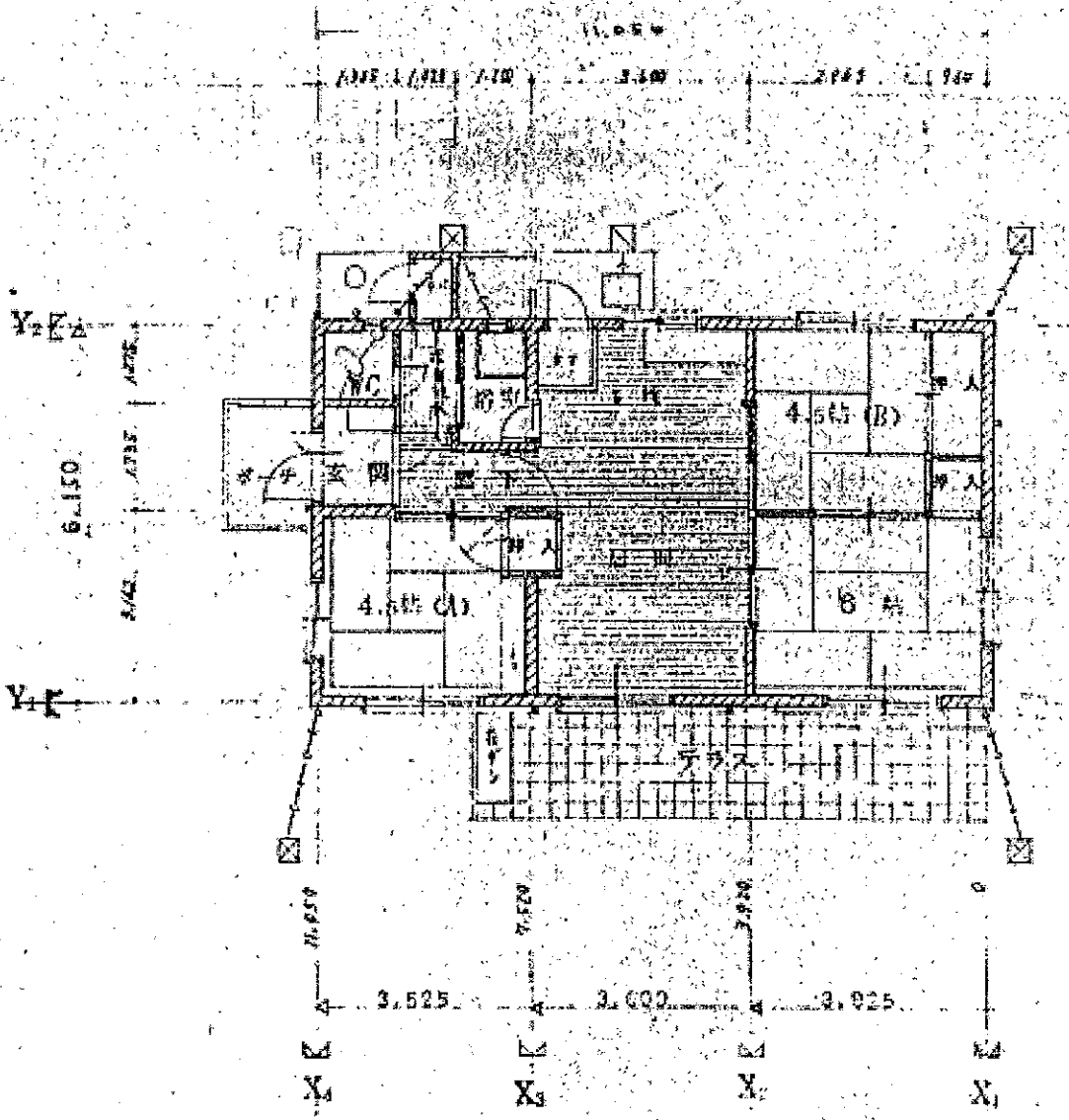
【建物】

所 在	加東市家原字大將軍164番地
家 屋 番 号	164番
種 類	居宅2棟
構 造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	67.95㎡、67.95㎡ 計135.90㎡
建 築 時 期	昭和46年7月31日
閉 鎖 時 期	平成24年3月31日
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、都市ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。
	3 図面と現状が異なる場合は、現状を優先します。
	4 建物及び敷地内には、照明器具等動産が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。

物件番号 14



平面图





物件番号 15

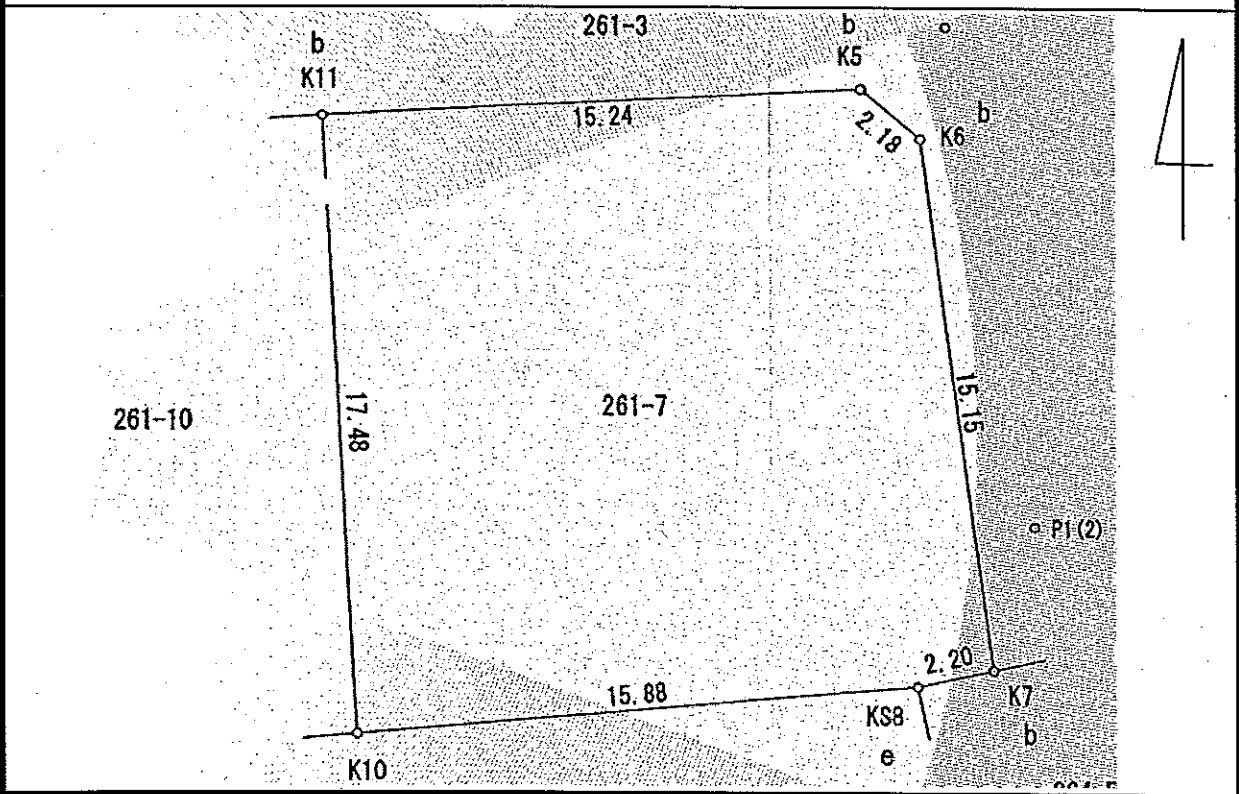
物件調書

所在地	たつの市龍野町北龍野字的場261番7							
実測面積	297.62㎡	地目	宅地	形状	ほぼ正方形			
最低売却価格	8,780,000円							
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約4mの舗装市道に接面(高低差無し)しています。 東側で幅員約3m~4mの舗装市道に接面(高低差無し)しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	/		防火地域	建築基準法第22条指定区域			
	その他の規制			兵庫県景観条例				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	/				
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR姫新線「本龍野」駅	南東へ約1.7km					
	バス	神姫バス「北龍野」バス停 コミュニティバス「北龍野駅」バス停	東へ約70m					
公共施設 (現地からの直線距離)	たつの市役所		南へ約2.0km					
	市立龍野小学校		南へ約1.0km					
	市立龍野西中学校		南西へ約2.1km					
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 一般住宅が建ち並ぶ住宅地域に所在しています。							
	2 建築確認、景観等に関するお問い合わせは、たつの市都市計画課及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第1課までお問い合わせください。							
	3 水道については、東側前面道路のみ40mm管が配置されています。下水道については、北側、東側双方の前面道路に200mm管が配置されています。 なお、上下水道とも引込管がありませんので、新たに引込管の設置工事が必要です。詳しくは、たつの市水道事業所及び下水道課までお問い合わせください。							

### 案内図



### 明細図

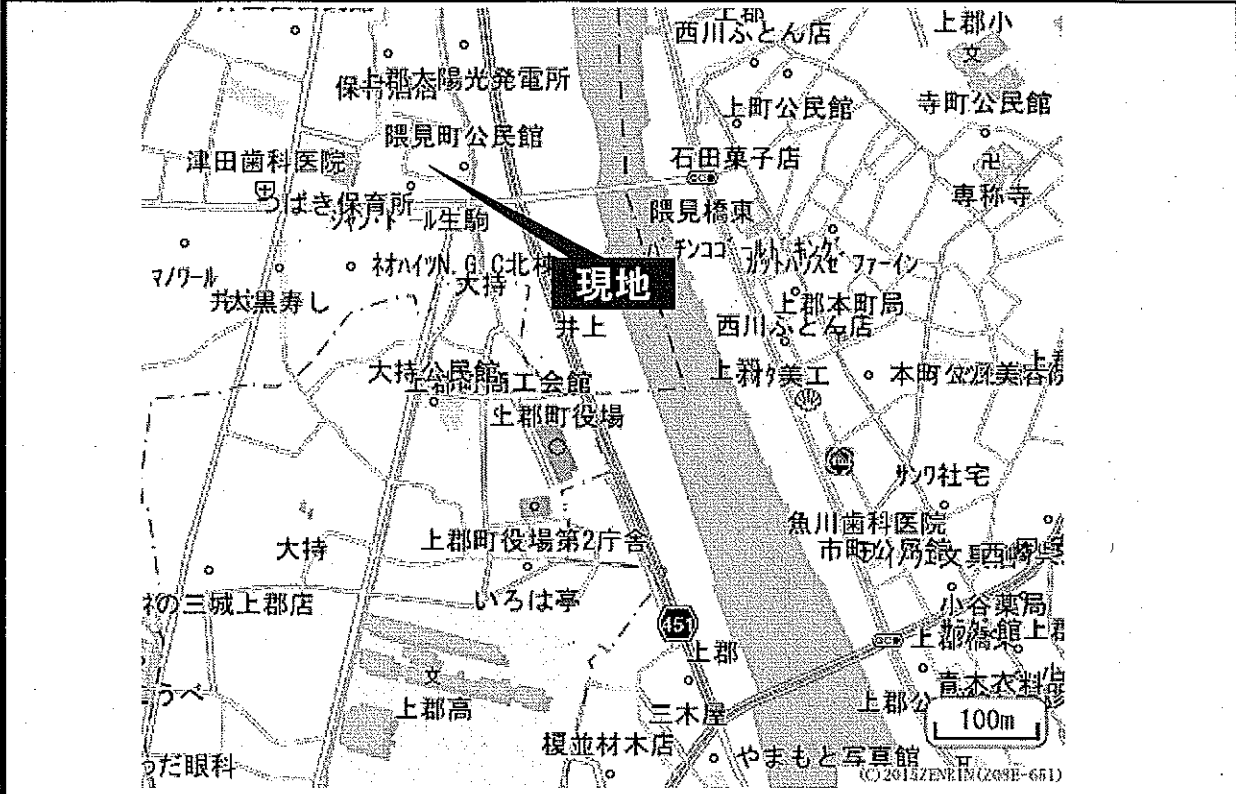


物件調書

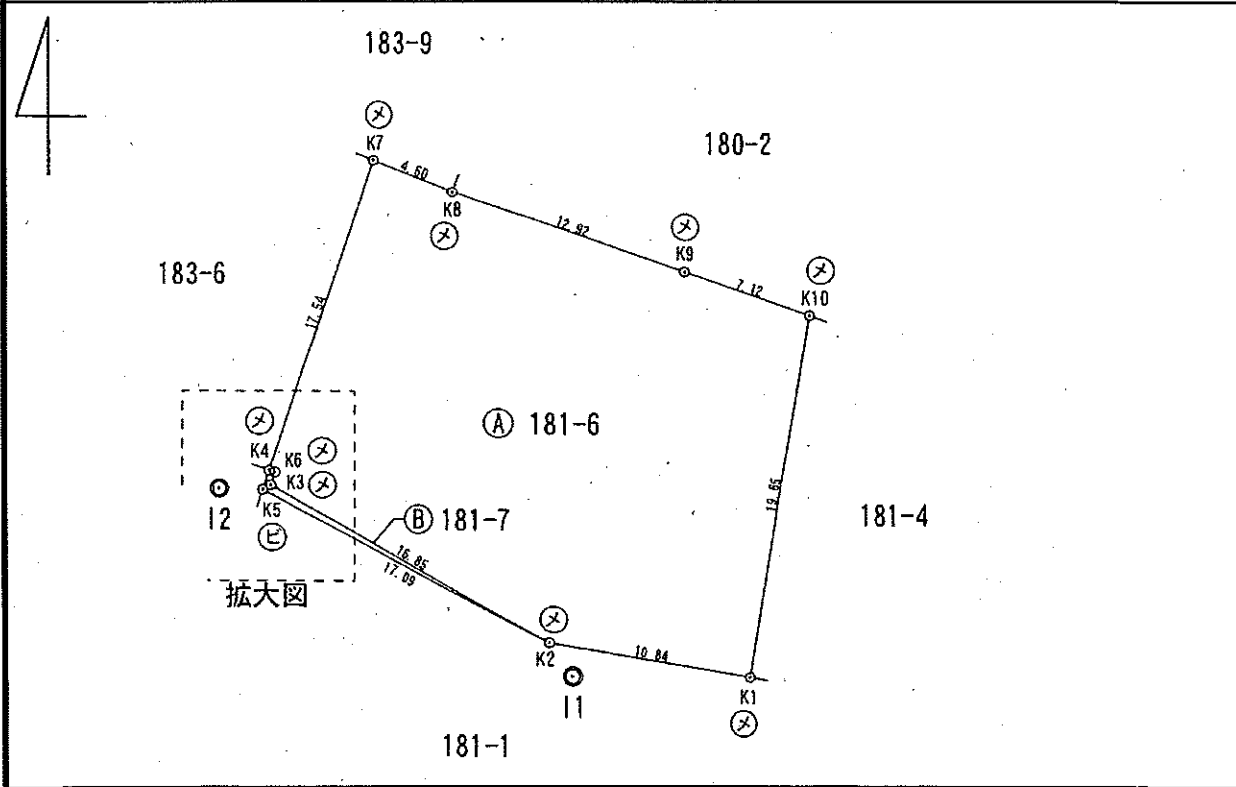
【土地】

所在地	赤穂郡上郡町井上字中道181番6							
実測面積	519.35㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形			
最低売却価格	8,276,000円							
接面道路の幅員及び構造	南側で幅員約2.5mの舗装町道に接面（高低差無）しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	150%				
	高度地区	防火地域		建築基準法第22条指定地域				
	その他の規制							
私道の負担等に関する事項	負担の有無	/						
	負担の内容							
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR「上郡」駅	南へ	約1.1km				
	バス	神姫バス「栄町」バス停	南東へ	約600m				
		上郡町コミュニティバス「上郡町役場」バス停	南東へ	約300m				
公共施設 (現地からの直線距離)	上郡町役場	南東へ	約300m					
	町立山野里小学校	南西へ	約960m					
	町立上郡中学校	南西へ	約1.7km					
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 一般住宅地域に所在しています。							
	2 敷地内北西部に関西電力柱本柱1、支線1（NTT線及びケイ・オプティコム光ケーブルが共架）があります。							
	3 平成16年9月の台風12号により当該建物も床下浸水にあっています。特に修繕はしていません。							
	4 平成17年度に実施したアスベスト調査（設計図書等）によると石綿を含む材料の記載はありません。							
	5 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。							

案内図



明細図

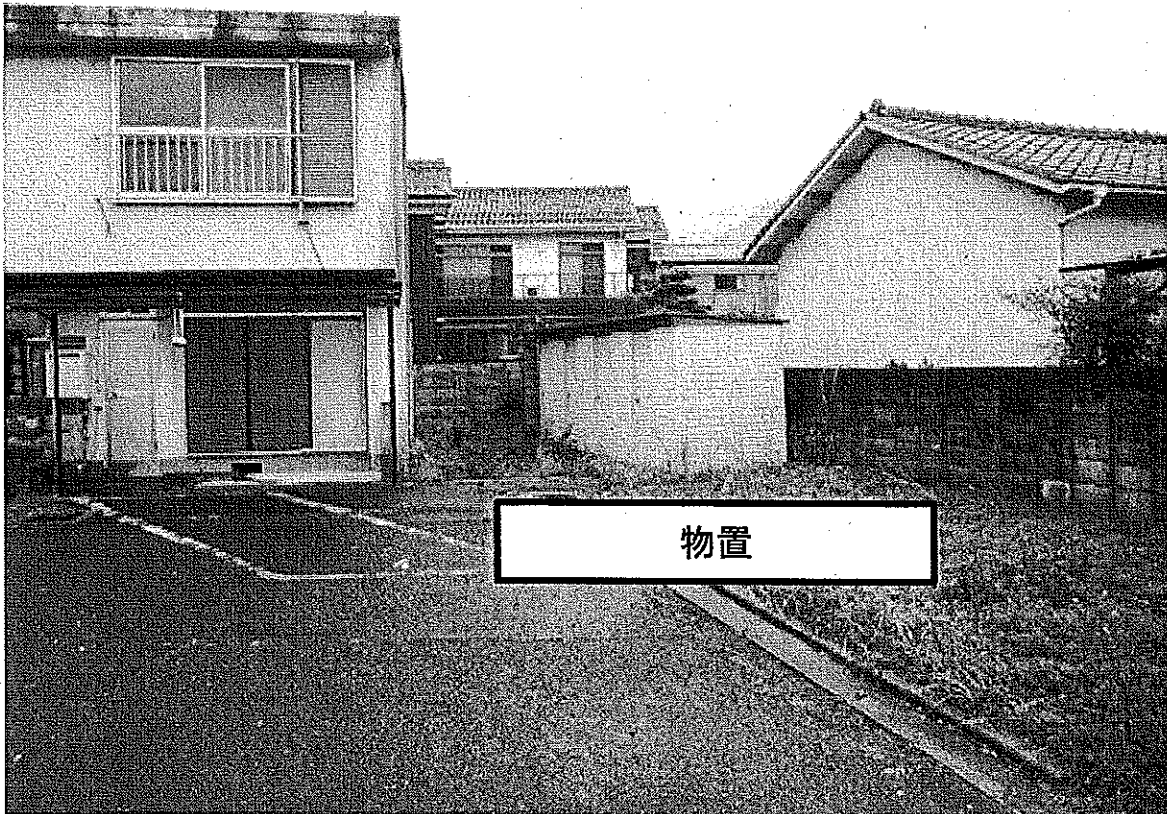


物件番号 16

【建物】

所 在	赤穂郡上郡町井上字中道181番地6	
家 屋 番 号	181番6	
種 類	共同住宅、物置	
構 造	共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	物 置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	共同住宅	1階84.24㎡、2階100.80㎡
	物 置	8.40㎡
建 築 時 期	共同住宅	昭和43年5月6日
建 築 時 期	物 置	昭和58年3月29日
閉 鎖 時 期	平成24年5月21日	
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、都市ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。	
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。	
	3 建物及び敷地内には、照明器具等動産が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。	
	4 建物設計図面はありません。	

物件番号 16

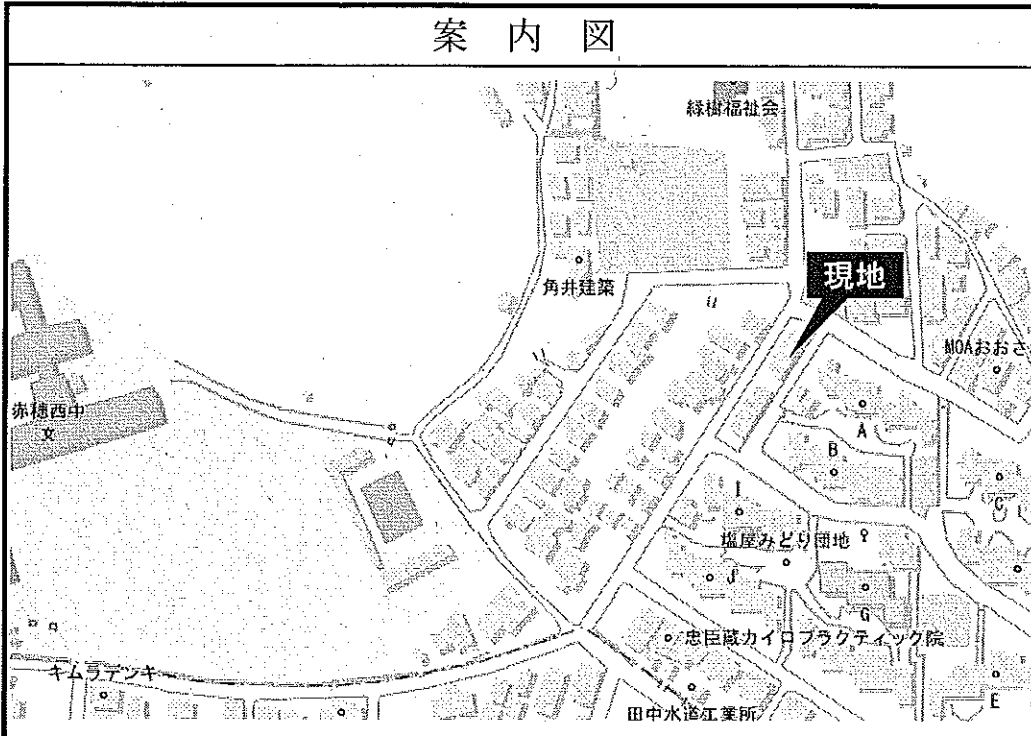


物件調書

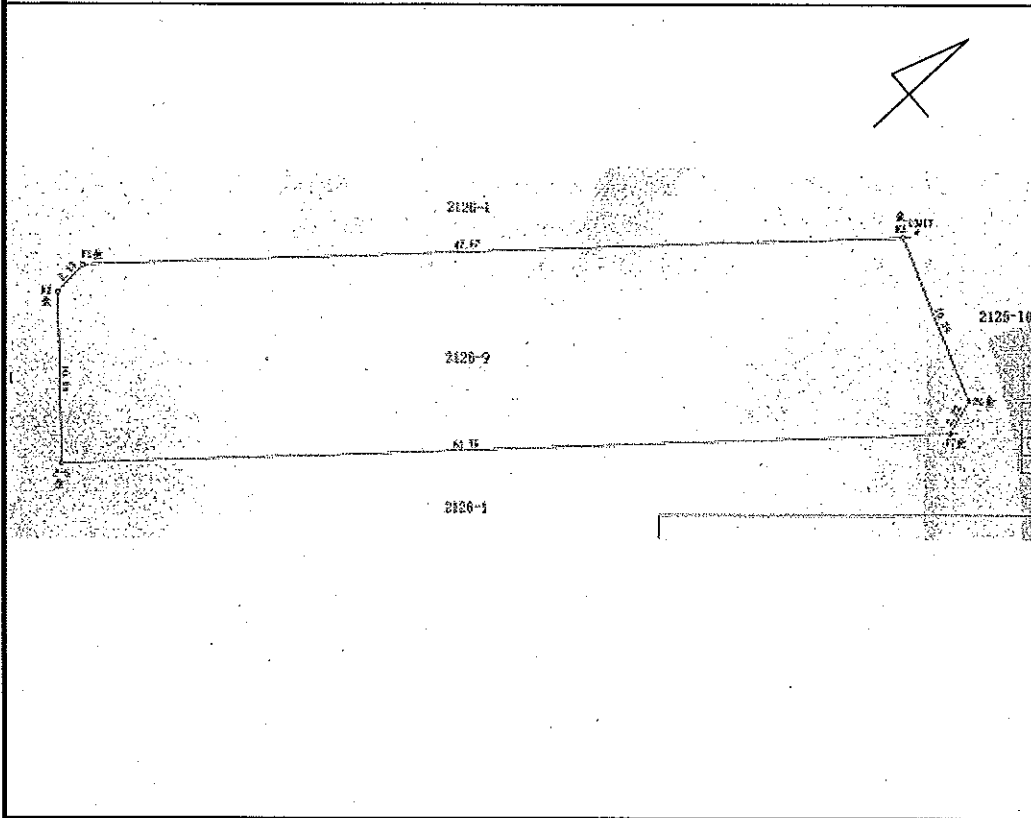
【土地】

所在地	赤穂市塩屋字ヲハブ2126番9							
実測面積	591.80㎡	地目	宅地	形状	長方形			
最低売却価格	18,492,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約3mの舗装市道、西側で幅員約5～6mの舗装市道、南側と北側で幅員約6mの舗装市道にそれぞれ接面しています。(高低差はありません。)							
法規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種中高層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区		防火地域	建築基準法22条指定地域				
その他の規制	赤穂市都市景観の形成に関する条例							
私道の負担等に関する事項	負担の有無		負担の内容					
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR赤穂線「播州赤穂」駅	南東へ	約1.4km				
	バス	神姫バス「塩屋西」バス停	南へ	約300m				
公共施設 (現地からの直線距離)	赤穂市役所		南東へ	約1.4km				
	市立塩屋小学校		南西へ	約430m				
	市立赤穂西中学校		西へ	約300m				
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 開発許可、建築確認、都市景観等に関して詳しくは、赤穂市都市整備課及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第1課までお問い合わせください。							
	2 上水道は前面道路に75～150mmの水道管が配置されています。西側道路下に25mm管が配置され、そこから各戸(8戸)の13mmで引込まれています。今後の宅地計画による水道管の分岐方法等によっては、別途有料工事が必要な場合があるため、赤穂市水道課給水係と協議願います。							
	3 下水道受益者負担金については、一部公的(教職員住宅)減免を受けていますが、その措置がなくなるため減免額(67,020円※現在の試算)は買受者の負担となります。詳しくは、赤穂市上下水道部総務課下水道担当までお問い合わせください。							
	4 当該敷地南東側隅に関西電力柱支線1本があります。							
	5 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。							

案内図



明細図



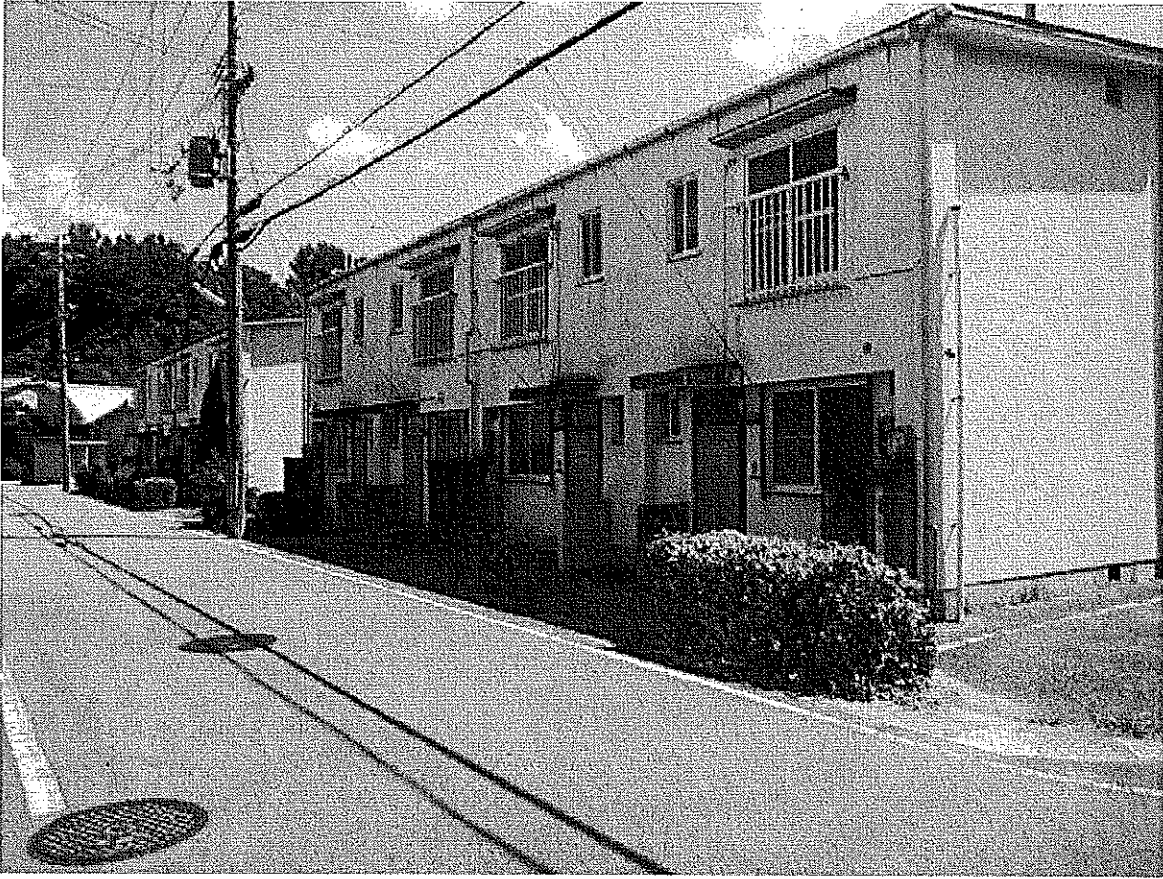


物件番号 17

【建物】

所	在	赤穂市塩屋字ヲハブ2.126番9		
家	屋	番	号	
種	類	宿舎(2棟)		
構	造	宿舎	鉄筋コンクリートメッキ鋼板葺2階建	
		宿舎	鉄筋コンクリートメッキ鋼板葺2階建	
床	面	積	宿舎	1階84.24㎡ 2階100.80㎡ 合計185.04㎡
			宿舎	1階84.24㎡ 2階100.80㎡ 合計185.04㎡
建	築	時	期	昭和41年3月31日
部	屋	数	宿舎各4部屋	
閉	鎖	時	期	平成27年3月31日
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設(電気、上水道、都市ガス)の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。			
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備に関する瑕疵担保責任は一切負いません。			
	3 建物は未登記であり、所有権移転登記は行いません。登記が必要な場合は、落札者において手続きしてください。			
	4 建物内外には、照明器具等の動産や自転車、空気清浄機等が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。			
	5 平成16年度に耐震診断(一次診断)を実施していますが、耐震性能ランクはA~C(兵庫県耐震判定基準より)となっています。			
	6 アスベスト調査の記録が存在せず、使用については不明です。			

物件番号 17



物件番号 18

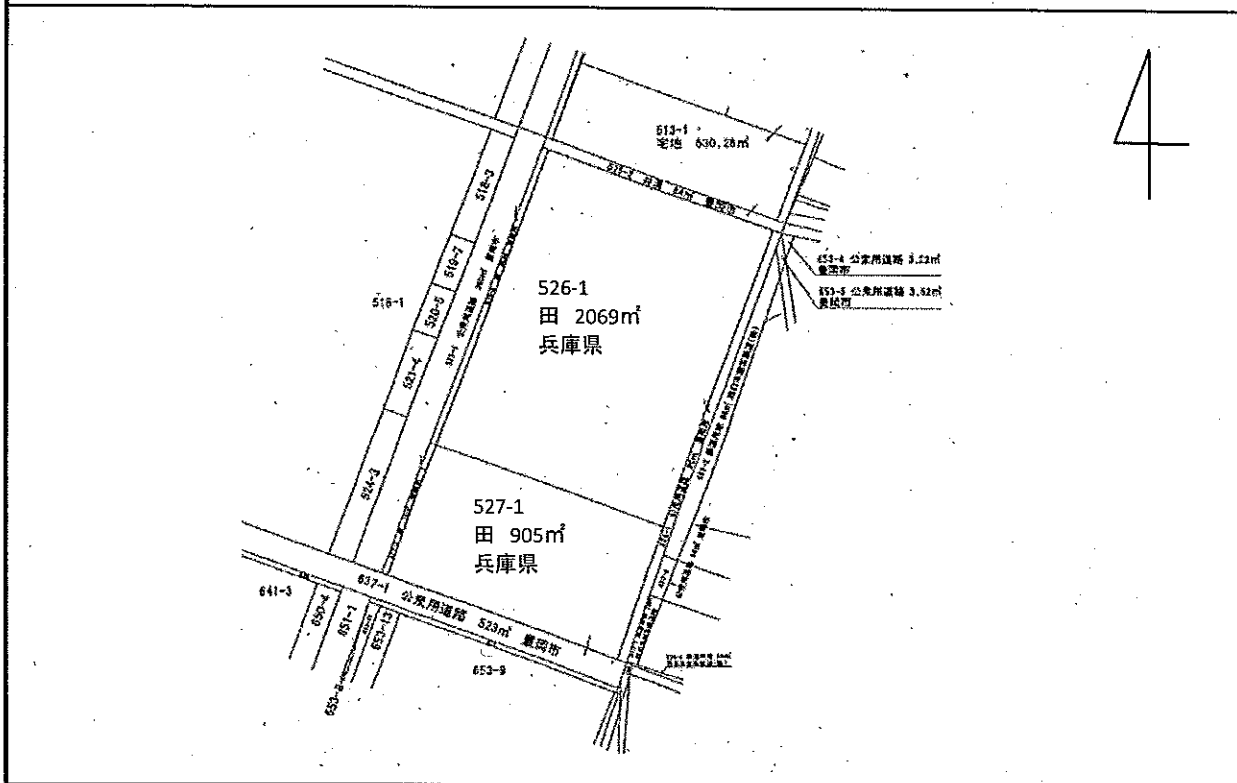
物件調書

所在地	豊岡市九日市上町字塚坪526番1、527番1							
実測面積	2,974.81㎡	地目	田	形状	ほぼ長方形			
公簿面積	2,974㎡	現況	畑					
最低売却価格	29,570,000円							
接面道路の幅員及び構造	西側で幅員約10mの舗装市道（高低差無）に接面しています。東側及び南側で公図上、市の公道・水路に接面していますが、現況では、公道・水路の形態を有していません。							
法令規制	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域					
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区		防火地域					
	その他の規制	豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例 豊岡市景観条例 兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）						
私道の負担等に関する事項	負担の有無		負担の内容					
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR山陰本線「豊岡」駅	北	へ 約3.0km				
	バス	全但バス「技術大学校」バス停	西	へ 約90m				
公共施設 (現地からの直線距離)	豊岡市役所		北	へ 約3.0km				
	市立八条小学校		北	へ 約1.4km				
	市立豊岡南中学校		北東	へ 約2.4km				
供給施設の整備状況	電気	無	上水道	可	下水道	可	都市ガス	可
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 埋蔵文化財包蔵地（女代神社遺跡）に指定されています。建物等の建築・土木工事にあたっては、豊岡市教育委員会教育総務課文化財室（TEL 0796-21-9012）までお問合せください。							
	2 「豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例」及び「豊岡市景観条例」については、豊岡市都市整備課（TEL 0796-23-1712）までお問合せください。							
	3 「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」については、豊岡市都市整備課もしくは但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課（TEL 0796-26-3755）までお問合せください。							
	4 下水道受益者負担金は、地目「田」として猶予されています。詳しくは、豊岡市上下水道部下水道課（TEL 0796-22-1802）までお問合せください。							
	5 約3年前まで畑として利用されており、現在も高さ2～3mの梅が数十本あります。当該地の買い受け、買い受け・転用には農地法第3条又は第5条の許可が必要になります。詳しくは、豊岡市農業委員会事務局（TEL 0796-21-9021）もしくは但馬県民局豊岡農林水産振興事務所農政振興課（TEL 0796-26-3694）までお問合せください。							

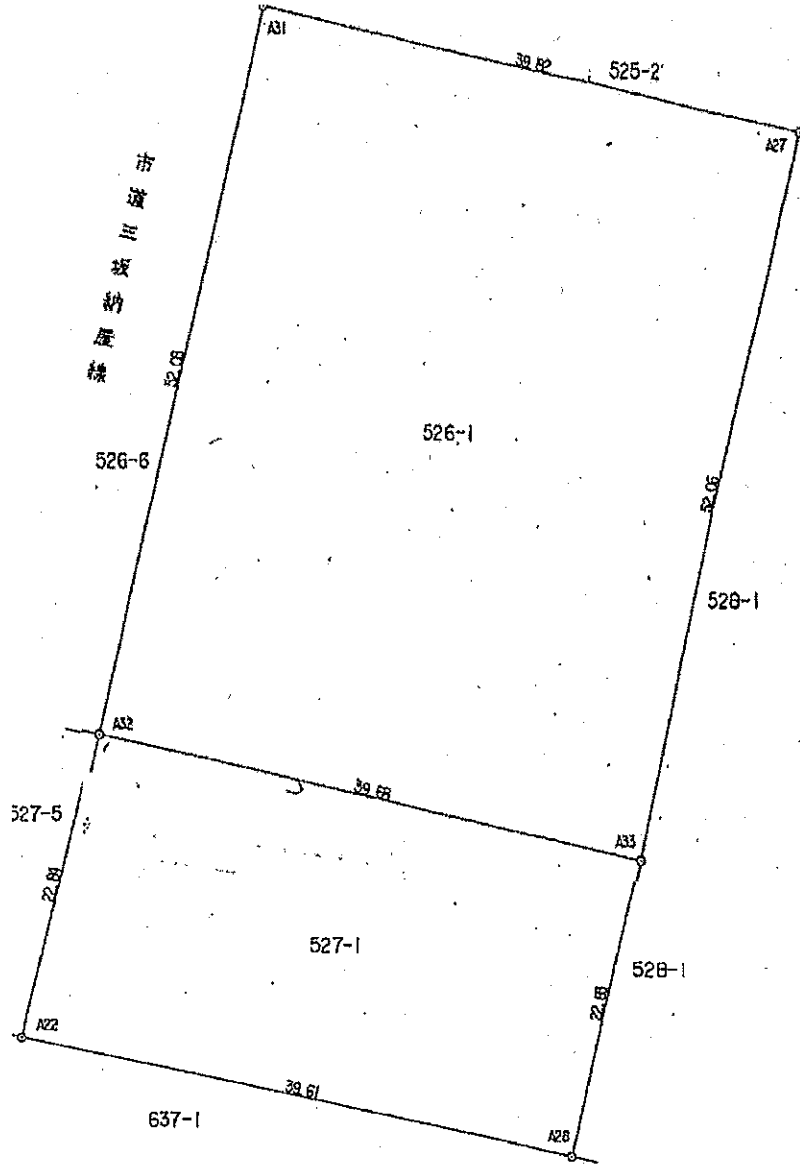
### 案内図



### 明細図 1



明細図 2

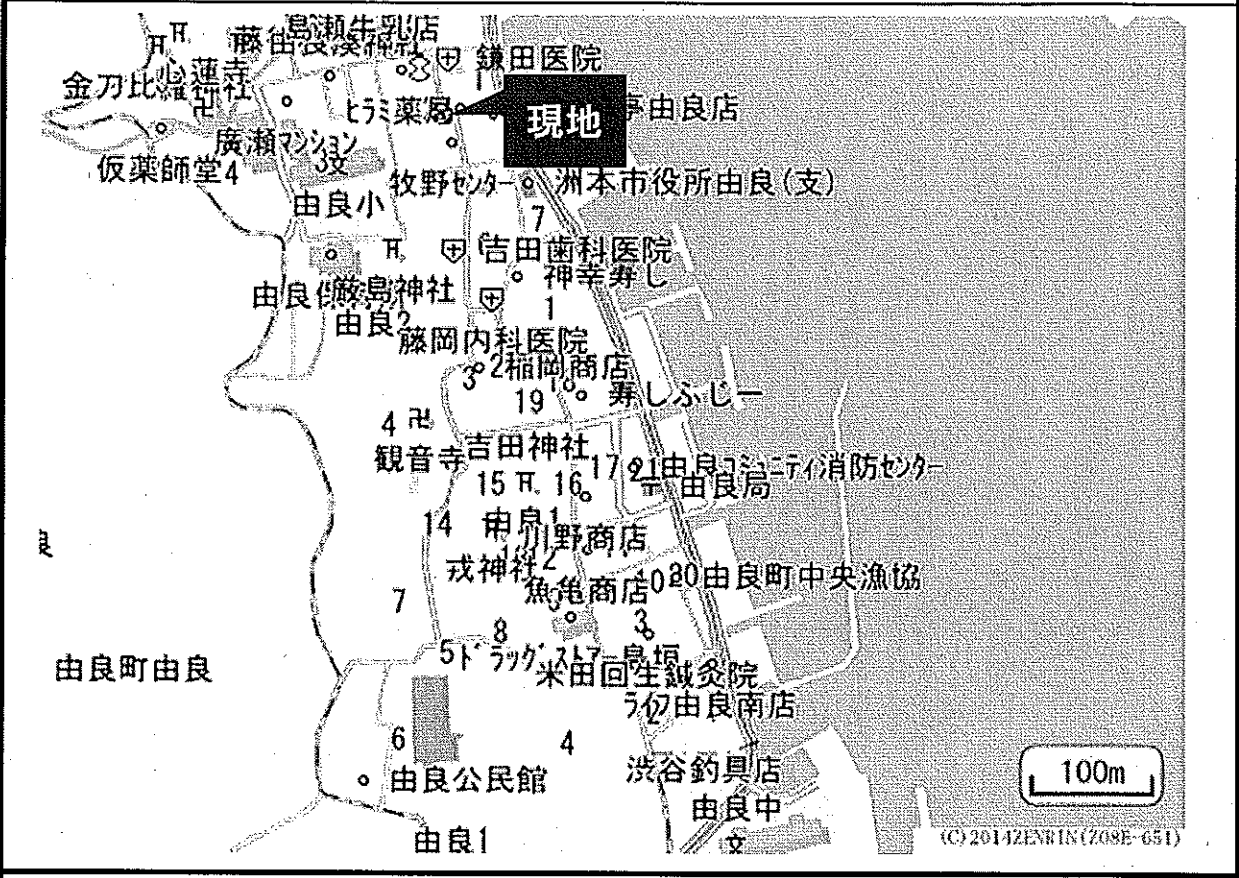


物件調書

【土地】

所在地	洲本市由良三丁目1438番17							
実測面積	425.87㎡	地目	宅地	形状	不整形			
最低売却価格	12,052,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約4mの舗装市道に接面（高低差無）しています。							
法令規制	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域	第1種住居地域				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区			防火地域	建築基準法第22条指定区域			
	その他の規制	土砂災害警戒区域						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有	負担の内容	参考事項2記載のとおり				
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道							
	バス	淡路交通「由良支所前」バス停 南東へ 約140m						
公共施設 (現地からの直線距離)	洲本市役所		北西へ 約7.4km					
	市立由良小学校		南西へ 約90m					
	市立由良中学校		南へ 約670m					
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	無	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P119(7)参照)							
参考事項	1 一般住宅地域に所在しています。							
	2 接面する道路は、建築基準法第42条第2項道路のため、建築物を建てる場合は、4m未満のところはセットバックが必要となる可能性があります。							
	3 敷地東側に日本電信電話(株)のNTT柱1本の設置を許可しています。また、このNTT柱に関西電力(株)の電線が共架しています。							
	4 東側の市道を含む区域は、都市計画道路(内田立川線)が計画決定しています。詳細は、洲本市都市整備部都市計画課(TEL 0799-22-3321(代))にお問い合わせください。							

案内図



明細図

